

第 20 号議案

神戸市ニュータウン活性化基金条例の件

神戸市ニュータウン活性化基金条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市ニュータウン活性化基金条例

(設置)

第 1 条 神戸市が開発した住宅団地及び産業団地において、引き続きまちの維持、管理及び更新を行うため、神戸市ニュータウン活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

(1) 予算で定める額

(2) 基金の運用から生ずる収益の額。ただし、第 5 条第 2 項ただし書の規定により基金として積み立てる場合に限る。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第 4 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を事業費その他の経費に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上しなければならない。

2 前項の収益は、神戸市が開発した住宅団地及び産業団地において、まちの維持、管理及び更新に必要な経費に充てるものとする。ただし、基金として積み立てることを妨げない。

(処分)

第6条 市長は、基金設置の目的を達成するため、必要があると認めるときは、予算に定めるところにより、基金に属する現金の一部又は全部を処分することができる。

(施行細目の委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

神戸市新都市整備事業会計の廃止後も、神戸市が開発した住宅団地及び産業団地において、まちの維持、管理及び更新を引き続き行うため。